

2 かつらぎ町障害者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 かつらぎ町障害者基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、かつらぎ町障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の関係者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 障害者・老人福祉施設の関係者
- (4) 自治区長会代表者
- (5) 行政関係者
- (6) 識見を有する者
- (7) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したとき満了するものとする。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、計画が策定された日をもってその効力を失う。